

## 水源かん養林事業

台地の開墾が進むにつれて、明治用水の水量不足に懸念を抱いていた用水管理者は、水源確保のため矢作川上流の水源かん養林に大きな関心を持っていた。1906(明治39)年の明治用水普通水利組合(当土地改良区の前身)の組合会では、基本財産の管理を目的として造林事業を実施することを議決した。1908(明治41)年に東加茂郡下山村大字羽布(現豊田市羽布町)が所有する同村内の山林(羽布造林地)に90か年の地上権を設定して始めたのが最初である。

1914(大正3)年になって組合は、羽布造林地と同じく基本財産の管理を目的として、長野県下伊那郡根羽村地内の山林(根羽造林地)564町歩(約560ha)を買い入れて大規模な造林事業を始めた。これは、明治用水の水源に直接関係する矢作川の水源地かん養林として重要な意義をもつものであった。しかし、用水管理を目的とする組合にとって、山林買収は職務を逸脱するものだとし、財産管理上からもリスクがあるとして反対する声も少なくなかった。組合管理者の「水を使うものは、自ら水をつくるべきである」とする水源かん養の遠大な計画は、すべての人々に理解されることはなかった。このため、明らかに水源かん養という意味を強くもっていながら、財産管理を目的として掲げていた理由には、こうした反対に対する配慮があったと推察される。

その後、1926(大正15)年に東加茂郡旭村大字小渡(小渡造林地)、1930(昭和5)年に同村大字有間(有間造林地)、1960(昭和35)年と1984(昭和59)年に旭町大字小渡(小渡造林地)、1987(昭和62)年に長野県下伊那郡平谷村(平谷造林地)の山林を取得している。いずれも財産管理と水源かん養を目的とした取得である。

また、羽布造林地の90か年の地上権が1998(平成10)年をもって終了したため、所有者と売買交渉を進めた結果、2000(平成12)年に矢作川沿岸土地改良区連合、岡崎市、当土地改良区の三者共有で取得した。2002(平成14)年には下山村(現豊田市)が加わって四者共有となり、この羽布造林地の造林事業は、当土地改良区が引き続き実施していくことになった。

### 造林地の概要

造林地名	面積	所在	水系	保安林指定
根羽	445.28ha	長野県下伊那郡根羽村	上村川	水源かん養
平谷	36.12ha	長野県下伊那郡平谷村	上村川	水源かん養
羽布	54.89ha	愛知県豊田市羽布町	巴川	—
小渡	3.46ha	愛知県豊田市小渡町	芥木川	土砂流出防備
有間	2.88ha	愛知県豊田市有間町	矢作川	土砂流出防備
計	542.63ha			

### 「かん養林」とは?

森林にはもともと、雨水を貯え土砂流出を防ぎ、水質を浄化しながら時間をかけてゆっくりと河川に水を流すといった機能が備わっていますが、こうした働きをより効果的に発揮するため、枝打ちや間伐などの作業を行い、人の手で適切に管理されている人工林のことを「かん養林」といいます。